阿久比町同時

2024年11月12日(火)

愛知県知多県民事務所環境保全課

環境保全グループ

担当 川島、立石

電話 0569-21-8111(代表)

愛知県環境局環境政策部水大気環境課

水・土壌規制グループ

担当 林、荒木

内線 3050、3045

タ イヤルイン 052-954-6225

阿久比町における土壌汚染について

株式会社鶴弥(半田市)が、阿久比町内の同社阿久比工場において、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。 県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

株式会社鶴弥

(2) 報告年月日

2024年11月12日(火)

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多郡阿久比町大字矢高字西の台3番の一部

(4)報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年愛知県条例第7号。以下「条例」という。)

(5)調査結果

アー土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害	測定結果	土壤溶出量	基準超過	超過区画数
物質名	最大値	基準	土壌検出深度	/調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び	6.8mg/L	0.8mg/L	0∼3.0m	33/309
その化合物	(8.5倍) ^{注1}	以下	0 5. Om	33/ 303

注1:()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所の一部は、アスファルト舗装又は不透水性シートで覆われており、その他の部分についても速やかに汚染土壌の掘削除去が行われる予定です。

なお、事業者は、地下水モニタリングを実施しており、事業場外への地下 水汚染の拡散は確認されていません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。 県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 事業者の連絡先

株式会社鶴弥 総務部

住所:愛知県半田市州の崎町2番地12

電話:0569-29-7311

4 調査対象地の概要

(1)調査対象地の面積28,378.91 ㎡

(2)調査対象地の利用状況

調査対象地は、2001年頃から現在まで、株式会社鶴弥阿久比工場の敷地の一部であり、通路、グラウンド及び緩衝緑地として利用されています。

今回汚染が判明したふっ素及びその化合物は、調査対象地内において取 扱履歴は確認されていません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

〇 基準を超過した特定有害物質について

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、 $0.9\sim1.2 mg/L$ の濃度で $12\sim46\%$ の人に軽度の斑状歯が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4 mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考:環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)